

## 議第54号

### 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

### 滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「環境影響評価実施計画書」を「環境影響評価方法書」に、「事後調査」を「事後調査報告書」に、「第32条」を「第32条の2」に改める。

第1条中「およびその事業に係る工事の着手後に事後調査を行うこと」を削り、「かんがみ」を「鑑み」に改め、「および事後調査（以下「環境影響評価等」という。）」を削り、「環境影響評価等が」を「環境影響評価が」に改める。

第2条第4項を削る。

第3条中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に改める。

第4条中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「環境影響評価実施計画書」を「環境影響評価方法書」に、「第32条第2項の環境影響評価事後調査報告書」を「第32条に規定する事後調査報告書」に改め、同号を同条第5号とする。

「第1節 環境影響評価実施計画書」を「第1節 環境影響評価方法書」に改める。

第6条の見出し中「環境影響評価実施計画書」を「環境影響評価方法書」に改め、同条第1項中「実施するための計画」を「行う方法（調査、予測および評価に係るものに限る。）」に、「環境影響評価実施計画書」を「環境影響評価方法書」に、「実施計画書」を「方法書」に改め、同項第5号中「地域」の右に「（以下「調査地域」という。）」を加え、同条第2項中「実施計画書」を「方法書」に改め、同条第3項中「実施計画書」を「方法書」に、「第1項第5号の地域」を「調査地域」に、「に実施計画書」を「に対し、方法書およびこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）」に改める。

第7条の見出し中「実施計画書」を「方法書」に改め、同条中「実施計画書を作成した」を「方法書を作成した」に、「実施計画書に」を「方法書に」に、「実施計画書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して1月間、方法書および要約書を調査地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（方法書説明会の開催等）

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、調査地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、調査地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、調査地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時および場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。この場合において、事業者は、調査地域内において、方法書説明会の開催について周知させるように努めなければならない。

3 事業者は、前項の規定により方法書説明会の日時および場所を定めようとするときは、あらかじめ知事および調査地域市町長の意見を聴かななければならない。

4 事業者は、その責めに帰することのできない事由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 事業者は、方法書説明会を開催したときはその概要を記載した書類を、方法書説明会を開催できなかったときはその旨および事由を記載した書類を速やかに知事に提出しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の見出し中「実施計画書」を「方法書」に改め、同条第1項中「実施計画書」を「方法書」に、「前条」を「第7条」に改める。

第9条の見出しならびに同条第1項および第2項中「実施計画書」を「方法書」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

第11条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条の見出し中「作成等」を「作成」に改め、同条第1項第8号を同項第9号とし、同項第7号ウを次のように改める。

ウ イに掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置

第12条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 第10条第2項の助言がある場合には、その内容

第13条第1項中「以下」を「以下この条および次条において」に改め、「この条および次条において」を削る。

第14条中「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第15条の見出し中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第1項中「説明会」を「準

備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項から第6項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「調査地域」とあるのは「関係地域」と、同条第3項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第15条第2項において準用する第2項」と、「要しない」とあるのは「要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、第14条に規定する縦覧期間内に、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない」と、同条第6項中「前各項」とあるのは「第15条第1項および同条第2項において準用する第2項から前項まで」と読み替えるものとする。

第15条第3項から第6項までを削る。

第18条第2項を次のように改める。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、関係市町長に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

第18条に次の2項を加える。

3 第1項の場合において、知事は、前項の規定による関係市町長の意見を勘案するとともに、第15条第2項において準用する第7条の2第5項の書類に記載された事項、第16条第1項の規定により述べられた意見、見解書に記載された見解および前条第1項の規定により開催された公聴会において述べられた意見に配慮するものとする。

4 第9条第4項から第6項までの規定は、第1項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第5項中「第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同条第6項中「調査地域市町長」とあるのは「関係市町長」と読み替えるものとする。

第19条第1項第2号中「第8号」を「第9号」に改め、同条第2項第5号中「前条第2項」を「前条第4項」に改める。

第21条第1項第2号中「第8号」を「第9号」に改める。

第22条第1項中「書類」の右に「（次項において「要約書」という。）」を加え、同条第2項中「これを要約した書類」を「要約書」に、「供しなければ」を「供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第24条の見出し中「実施計画書」を「方法書」に改める。

第26条第1項中「第7号」を「第8号」に改める。

第27条第1項中「第7号」を「第8号」に改め、同条第3項第2号中「第32条に規定する事後調査」を「第12条第1項第8号ウに掲げる措置」に改める。

第28条第3項中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に改める。

「第5章 環境の保全の配慮および事後調査」を「第5章 環境の保全の配慮および事後調査報告書」に改める。

第32条を次のように改める。

(事後調査報告書の作成)

第32条 第22条第2項の規定による公告を行った事業者(当該事業者が事業の実施前に当該事業を他の者に引き継いだ場合には、当該事業を引き継いだ者。次条において「事業者等」という。)は、対象事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、第12条第1項第8号イに掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。)、同号ウに掲げる措置および同号ウに掲げる措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置であって、当該事業の実施において講じたものに係る報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成しなければならない。

第5章中第32条の次に次の1条を加える。

(事後調査報告書の送付および公表)

第32条の2 事業者等は、事後調査報告書を作成したときは、知事および関係市町長にこれを送付しなければならない。

- 2 事業者等は、前項の規定により事後調査報告書を送付したときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、事後調査報告書を当該公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により事後調査報告書の送付を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ、事業者等に対し、環境の保全のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

第37条第1項中「説明会」を「方法書説明会および準備書説明会」に改める。

第38条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項中「知事は、法」を「知事は、法第3条の7第1項および」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

知事は、法第3条の7第1項の意見を述べようとするときは、期間を指定して、法第3条の2第1項に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に対し、環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

- 2 知事は、法第3条の7第1項の意見を述べるに当たり、前項の規定により意見を求めたときは、当該意見を勘案するものとする。

第42条第1号中「(以下「法対象事後調査」という。)」を削る。

第43条を次のように改める。

(法対象報告書の送付および公表)

第43条 法第27条の規定による公告を行った法対象事業者は、法第38条の2第1項に規定する報告書(以下「法対象報告書」という。)を作成したときは、速やかに知事および法対象関

係市町長にこれを送付しなければならない。

2 第32条の2第2項および第3項の規定は、法対象報告書について準用する。この場合において、同条第2項中「事業者等」とあるのは「第43条第1項に規定する法対象事業者」と、「前項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第43条第1項」と、「事業者等」とあるのは「第43条第1項に規定する法対象事業者」と読み替えるものとする。

第44条中「事業者等」を「事業者」に、「法対象事業者等」を「法対象事業者」に改める。

第46条第1項中「事業者等」を「事業者」に改め、同項第2号中「第32条」の右に「および第32条の2」を加え、「事後調査」を「事後調査報告書の作成」に改め、同項第3号中「実施計画書」を「方法書」に改め、同項第4号中「第32条第4項」を「第32条の2第3項」に改め、同条第2項中「法対象事業者等」を「法対象事業者」に改め、同項第1号中「第32条第3項」を「第32条の2第2項」に、「法対象事後調査報告書の作成」を「法対象報告書の送付」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第32条第4項」を「第32条の2第3項」に改め、同項第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第47条第2項中「同項第3号または第6号」を「同項第2号または第5号」に改める。

第48条中「環境影響評価等」を「環境影響評価」に改める。

第50条中「実施計画書」を「方法書」に、「当該対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域」を「調査地域」に、「対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域」を「関係地域」に、「おける当該対象事業」を「おける当該事業」に、「環境影響評価等」を「環境影響評価」に改める。

第2条 滋賀県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 技術指針（第4条・第5条）」を「第2章 技術指針（第4条・第5条）」  
第2章の2 環境影響評価方法書の作

成前の手続（第5条の2 - 第5条の7）」に、「第36条・」を「第35条の2 - 」に改める。

第4条第5号中「第6条第1項」を「第5条の3第1項の計画段階環境配慮書、第6条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号および第2号として次の2号を加える。

- (1) 第5条の2に規定する計画段階配慮事項の選定に関する事項
- (2) 第5条の2に規定する計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 環境影響評価方法書の作成前の手続  
(計画段階配慮事項についての検討)

第5条の2 第2条第2項各号に掲げる事業（法第2条第2項に規定する第1種事業および法

第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第2種事業を除く。以下「配慮対象事業」という。)を実施しようとする者(委託に係る配慮対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮対象事業者」という。)は、当該配慮対象事業に係る計画の立案の段階において、当該配慮対象事業が実施されるべき区域その他の当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定める事項を決定するに当たっては、当該配慮対象事業の種類ごとに技術指針で定めるところにより、1または2以上の当該配慮対象事業の実施が想定される区域(以下「事業実施想定区域」という。)における当該配慮対象事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を行わなければならない。

(計画段階環境配慮書の作成)

第5条の3 配慮対象事業者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書(以下「配慮書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 配慮対象事業者の氏名および住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)
- (2) 配慮対象事業の名称
- (3) 配慮対象事業の目的および内容
- (4) 事業実施想定区域およびその周囲の概況
- (5) 計画段階配慮事項ごとに調査、予測および評価の結果を取りまとめたもの
- (6) その他規則で定める事項

2 相互に関連する2以上の配慮対象事業を実施しようとする場合は、配慮対象事業者は、これらの配慮対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の送付等)

第5条の4 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、知事および事業実施想定区域を管轄する市町長(以下「想定区域市町長」という。)に対し、当該配慮書およびこれを要約した書類(次項において「要約書」という。)を送付しなければならない。

2 配慮対象事業者は、配慮書を作成したときは、規則で定めるところにより、配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、配慮書および要約書を事業実施想定区域の存する市町内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(配慮書についての意見の聴取)

第5条の5 配慮対象事業者は、技術指針で定めるところにより、配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない。

2 配慮対象事業者は、前項の規定により配慮書について意見を求めた場合は、知事および想定区域市町長に対し、同項の意見があるときはその意見およびその意見についての当該配慮

対象事業者の見解を記載した書類を、同項の意見がないときはその旨を記載した書類を送付しなければならない。

(配慮書についての知事の意見等)

第5条の6 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、配慮対象事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 知事は、第5条の4第1項の規定による送付を受けたときは、期間を指定して、想定区域市町長に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 知事は、第1項の規定により意見を述べるに当たり、前項の規定により意見を求めたときは、同項の意見を勘案するとともに、前条第1項の意見があるときは、同項の意見に配慮するものとする。

4 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べるときは、併せて第2項の意見を記載した書面の写しを配慮対象事業者に送付するものとする。

6 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを想定区域市町長に送付するとともに、当該意見の内容を公告するものとする。

7 知事は、第1項の意見を述べる必要がないと認めるときは、配慮対象事業者に対し、同項の期間内にその旨を通知するものとする。

(配慮対象事業の廃止等)

第5条の7 配慮対象事業者は、第5条の4第2項の規定による公告を行ってから第7条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事および想定区域市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(1) 配慮対象事業を実施しないこととしたとき。

(2) 第5条の3第1項第3号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき。

(3) 複合開発事業を構成する事業の内容を変更した場合その他規則で定める場合において、配慮対象事業を含む事業群が事業群または複合開発事業に該当しないこととなることにより、当該事業が配慮対象事業に該当しないこととなったとき(前号に該当する場合を除く。)

(4) 配慮対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第4号の場合において、当該引継ぎ後の事業が配慮対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の配慮対象事業を実施しようとする者について行

われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに配慮対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第6条第1項中「事業者は」の右に「、配慮書の内容を踏まえるとともに、第5条の6第1項の意見が述べられたときはこれを勧告して、配慮対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定し」を加え、同項第7号を削り、同項第6号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) その他規則で定める事項

第6条第1項第5号の次に次の4号を加える。

(6) 第5条の3第1項第5号に掲げる事項

(7) 第5条の5第1項の規定により意見を求めた場合には、提出された同項の意見の概要

(8) 第5条の6第1項の知事の意見

(9) 前2号の意見についての事業者の見解

第10条第1項中「第6条第1項第6号」を「第6条第1項第10号」に改める。

第12条第1項第1号中「第4号まで」の右に「および第6号から第9号まで」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) その他規則で定める事項

第7章中第36条の前に次の1条を加える。

(都市計画に定められる配慮対象事業)

第35条の2 配慮対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業（以下「市街地開発事業」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該配慮対象事業または配慮対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設（以下「都市施設」という。）として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る配慮対象事業については、第5条の2から第5条の7までの規定により行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第15条第1項の県または市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣または市町。以下「都市計画決定権者」という。）で当該都市計画の決定または変更をするものが当該配慮対象事業に係る配慮対象事業者に代わるものとして、当該配慮対象事業または配慮対象事業に係る施設に関する都市計画の決定または変更をする手続と併せて行うことができる。この場合において、第5条の3第2項ならびに第5条の7第1項第4号および第2項の規定は、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、計画段階配慮事項についての検討その他の手続と都市計画法に定める手続との調整に関し必要な事項は、規則で定める。

第36条第1項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法」を「市街地開発事業として都市計画法」に改め、「同条第5項に規定する」を削り、「同法第15条第1項の県または市町（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国



土交通大臣または市町。以下「都市計画決定権者」という。)を「都市計画決定権者」に改める。

第37条の見出し中「事業者」を「配慮対象事業者等」に改め、同条第2項中「前条第1項」を「第35条の2第1項または前条第1項」に改め、「必要な」の右に「計画段階配慮事項についての検討または」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

配慮対象事業者は、第35条の2第1項の規定が適用される場合において、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うための資料の提供その他必要な協力をしなければならない。

第46条第1項第2号中「第6条」を「第5条の2から第5条の7までの規定に違反して計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行わないとき、第6条」に改め、同項第3号中「方法書」を「配慮書、方法書」に改める。

第50条中「知事は」の右に「、第5条の4第1項の規定による配慮書の送付を受けた場合において当該事業実施想定区域に県の区域に属しない地域が含まれるとき」を、「長に」の右に「、当該配慮書の写し」を加える。

第51条中「新たに」の右に「配慮対象事業または」を加え、「第6条」を「第5条の2」に改める。

第53条第1項中「第6条」を「第5条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条および付則第6項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際第1条の規定による改正前の滋賀県環境影響評価条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により作成された環境影響評価実施計画書は、第1条の規定による改正後の滋賀県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第6条第1項の規定により作成された環境影響評価方法書とみなす。
- 3 新条例第7条、第14条、第22条第2項および第32条の2第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告および縦覧に係る新条例第6条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、新条例第12条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)、新条例第19条第2項に規定する環境影響評価書(以下「評価書」という。)または新条例第32条第1項に規定する事後調査報告書について適用する。
- 4 新条例第7条の2(新条例第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行う公告および縦覧に係る方法書または準備書について適用する。

- 5 新条例第32条および第32条の2の規定は、施行日以後に評価書の公告および縦覧を行った新条例第32条に規定する事業者等および新条例第36条第1項に規定する都市計画決定権者について適用し、施行日前に評価書の公告および縦覧を行った旧条例第32条に規定する事業者等および旧条例第36条第1項に規定する都市計画決定権者については、なお従前の例による。
- 6 第2条の規定による改正後の滋賀県環境影響評価条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第5条の2から第5条の6までの規定は、付則第1項ただし書に規定する日前に方法書を公告し、および縦覧した事業については、適用しない。
- 7 付則第1項ただし書に規定する規定の施行後に第2条による改正後の条例第5条の2に規定する配慮対象事業者となるべき者は、当該規定の施行前において、第2条による改正後の条例第2章の2の規定の例による第2条による改正後の条例第5条の2第1項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。
- 8 前項の規定による手続が行われた第2条による改正後の条例第5条の2第1項に規定する配慮対象事業については、当該手続は、第2条による改正後の条例の相当する規定により付則第1項ただし書に規定する日に行われたものとみなす。
- 9 前2項の規定は、第2条の規定の施行後に第2条による改正後の条例第35条の2第1項の規定による第2条による改正後の条例第5条の2第1項に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同項に規定する配慮対象事業者に代わるものとして行う第2条による改正後の条例第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者となるべき者について準用する。
- 10 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。